

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県常総市水海道宝町3385番地3ダイゼンビル

氏 名 株式会社ダイゼン

代表取締役 前島聡

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 3年 3月30日

許可の有効期限 令和 8年 3月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃石綿等、⑤特) 汚泥、⑥特) 廃油、⑦特) 廃酸、⑧特) 廃アルカリ（以上8種類）

※⑤、⑥、⑦及び⑧に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 3年 3月30日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

有害物質	廃棄物名	特) 燃え殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さい	特) ばいじん	特) 13号廃棄物
アルキル水銀化合物			○		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)			-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物			○		○	○	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)			-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物		-	◎		○	○	-	-	-
鉛又はその化合物		-	◎		○	○	-	-	-
有機燐化合物			○		-	-			
六価クロム化合物		-	○		○	○	-	-	-
砒素又はその化合物		-	○		○	○	-	-	-
シアン化合物			○		-	○			
PCB			-		-	-			
トリクロロエチレン			○	○	○	○			
テトラクロロエチレン			○	○	○	○			
ジクロロメタン			○	○	○	○			
四塩化炭素			○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン			○	◎	○	○			
1,1-ジクロロエチレン			○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン			○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン			○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン			○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン			○	○	○	○			
チウラム			○		○	○			
シマジン			○		○	○			
チオベンカルブ			○		○	○			
ベンゼン			○	○	○	○			
セレン又はその化合物		-	○		-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン			○	○	○	○		-	
ダイキシン類		-	-		-	-		-	-

